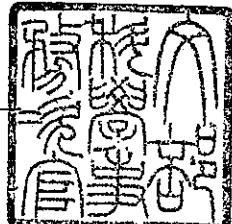


26文科高第21号
平成26年4月2日

各都道府県知事 殿
文部科学大臣所轄各学校法人理事長

文部科学事務次官

山 中 伸



(印影印刷)

私立学校法の一部を改正する法律の施行について（通知）

このたび、別添のとおり「私立学校法の一部を改正する法律（平成26年法律第15号）」（以下「改正法」という。）が平成26年4月2日に公布され、同日から施行されることとなりました。

改正法の趣旨、概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知下さい。

また、各都道府県知事におかれでは、改正法の運用に当たって遺漏のないように取り計らいただくとともに、所轄の学校法人及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人に対して周知されるようお願いします。

記

第一 改正の趣旨

昨年、運営が極めて不適切な文部科学大臣所轄学校法人に対して、解散を命じざるを得ない事案が発生するなど、学校法人をめぐる重大な問題が生じてきている。こうした課題に対して、私立学校の自主性を尊重しつつ、私立学校全体に対する不信感につながるような異例な事態に所轄庁が適切に対応するため、学校法人が法令の規定に違反したとき等に、所轄庁が、当該学校法人に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることとする等の所要の改正を行ったものである。

第二 改正の概要

1. 忠実義務

学校法人の理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行わなければならないこととしたこと。（第40条の2関係）

2. 所轄庁による必要な措置の命令等

- (1) 所轄庁は、学校法人が、法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該学校法人に対し、期限を定めて、違反の停止、運営の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずること（以下「措置命令」という。）ができることとしたこと。（第60条第1項関係）
- (2) 所轄庁は、措置命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならぬこととしたこと。（第60条第2項関係）
- (3) 所轄庁は、措置命令をしようとする場合には、所轄庁による弁明の機会の付与に代えて、私立学校審議会等による弁明の機会の付与を求めるができる旨等を通知しなければならぬこととしたこと。（第60条第3項関係）
- (4) 私立学校審議会等は、学校法人が私立学校審議会等による弁明の機会の付与を求めたときは、所轄庁に代わって弁明の機会を付与しなければならないこととし、当該弁明は、当該学校法人が弁明書を提出してすることを求めたときを除き、私立学校審議会等に出席してするものとともに、当該弁明の機会の付与には行政手続法（平成5年法律第88号）の必要な規定を準用することとしたこと。（第60条第4項から第6項まで関係）
- (5) 私立学校審議会等が弁明の機会を付与する場合には、行政手続法第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は適用しないこととしたこと。（第60条第7項関係）
- (6) 措置命令については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てをすることができないこととしたこと。（第60条第8項関係）
- (7) 学校法人が措置命令に従わないときは、所轄庁は、当該学校法人に対し、役員の解任を勧告することができることとしたこと。（第60条第9項関係）
- (8) 所轄庁は、役員の解任の勧告をしようとする場合には、あらかじめ、当該学校法人の理事又は解任しようとする役員に対して弁明の機会を付与するとともに、私立学校審議会等の意見を聴かなければならぬこととしたこと。（第60条第10項関係）
- (9) 行政不服審査法第3章第3節及び改正法第60条第3項から第6項までの規定を、(8)の弁明について、準用することとしたこと。（第60条第11項関係）
- (10) 改正法第60条第1項、第2項、第3項、第9項及び第10項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する第一号法定受託事務としたこと。（第65条の3関係）

3. 報告及び検査

- (1) 所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、学校法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該学校法人

の事務所等に立ち入り、その業務若しくは財産の状況等を検査させることができることとしたこと。（第63条第1項関係）

- (2) (1)による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、学校法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処することとしたこと。（第66条第9号関係）
- (3) 改正法第63条第1項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法に規定する第一号法定受託事務としたこと。（第65条の3関係）

4. 施行期日等

- (1) この法律は、公布の日（平成26年4月2日）から施行すること。（附則第1項関係）
- (2) その他関係規定の整備を行ったこと。

第三 留意事項

1. 所轄庁による必要な措置の命令等

(1) 今回新たに設ける措置命令は、「学校法人が、法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるとき」に行うことができると定めている。この措置命令を行うことができる場合については、その基本的な考え方や具体例として、例えば、次のような場合を想定しているものである。

① 学校の運営に必要な資産の不足により、教育研究活動への支障が生じている場合

（具体例）

- ・学校法人の所有する土地・建物が競売により売却され、必要な校地・校舎の一部が保有されていない
- ・教職員の賃金未払いが生じ、必要な教職員数が不足しているなど

② 理事会において必要な意思決定ができず、教育研究活動への支障や、学校法人の財産に重大な損害が生じている場合

（具体例）

- ・理事の地位をめぐる訴訟により、必要な予算の編成や事業計画の策定がなされず、教育研究活動に支障が生じている
- ・理事が、第三者の利益を図る目的で学校法人の財産を不当に流用し、学校法人の財産に重大な損害を与えているなど

(2) 所轄庁が措置命令を行う場合には、自主的な改善が望めない学校法人に対して行うこととする等、私学の自主性の尊重という私立学校法の趣旨に留意すること。

(3) 所轄庁が措置命令を行う場合については、その具体例として、例えば、次のようなものを想定しているものである。

- ・私立学校法第25条に定める学校法人として必要な資産を有していない場合に、改善計画を作成して、必要な財産を備えるよう命ずること
 - ・理事が未充足である場合に、速やかに理事を選任するよう命ずること
 - ・財政状況の悪化により教育活動の継続が困難となり、解散も避けられない法人が、なお学生の募集を行おうとする場合に、新入生の募集の停止を命ずることなど
- (4) 学校法人が措置命令に従わない場合には、当該学校法人の役員の解任勧告をできることとしているが、役員の解任を勧告する場合としては、例えば、一部の理事が独断専行により学校法人に不利益を与えており、その停止を命じたにも関わらず、理事の不適切な行為が止まないときに、当該理事の解任を勧告すること等を想定していること。
- (5) 措置命令及び役員の解任勧告を行う場合には、本法に定める手続を遵守するとともに、私立学校審議会等の意見を尊重すること。また、所轄庁の判断について公表し、十分な説明に努めること。

2. 報告及び検査

- (1) 改正法第63条に基づく報告徴収及び検査は、私立学校法の施行に必要な限度において行うことができるものであり、上記1.(1)に記した、私立学校法に定める措置命令や解散命令等の対象となり得るような事態に立ち至っている場合、それらの命令を行うために必要な事実を確認するために行われることを想定していること。
- (2) 報告徴収及び検査は、任意の報告の求めや調査では、必要な書類等の提出が行われないなど十分な対応がなされず、所轄庁が法人運営の実態を十分に確認できない場合に、措置命令等を行うために必要となる事実を確認するための行為として行われることを想定していること。
- (3) 報告徴収及び検査が、措置命令等を行うために必要となる事実を確認するものであることにかんがみ、所轄庁は、あらかじめ私立学校審議会等とよく連携する必要があること。

3. その他

- (1) 今回の改正は、重大な問題を抱える学校法人に対して、所轄庁が適切に対応できるよう必要な規定の整備を行うものであるが、私学の自主性を尊重して、公共性を高めるという私立学校法の目的は変わるものではなく、所轄庁においては、その趣旨を踏まえた運用を行う必要があること。
- (2) 学生等が在籍している学校法人に対し解散を命ずる場合には、当該学生等の修学機会の確保の観点から、所轄庁においては、転学等が円滑に行われるための支援等に、関係する所轄庁と連携しつつ、積極的に取り組む必要があること。

添付資料

- 【別添 1】 私立学校法の一部を改正する法律（平成26年法律第15号）
- 【別添 2】 私立学校法の一部を改正する法律 新旧対照表
- 【別添 3】 私立学校法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

【本件連絡先】

文部科学省

高等教育局私学部私学行政課

電話：03-5253-4111（内線2531）